

○山梨県警察職員の特殊勤務手当の支給に関する訓令

平成15年3月27日

本部訓令第7号

改正 平成17年3月本部訓令第6号

平成18年3月本部訓令第8号

平成19年3月本部訓令第7号

平成23年4月本部訓令第6号

平成25年4月本部訓令第9号

平成26年3月本部訓令第9号

平成30年3月本部訓令第6号

平成31年3月本部訓令第10号

令和3年3月本部訓令第3号

令和5年3月本部訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、特殊勤務手当に関する規則（昭和46年山梨県人事委員会規則第29号。以下「規則」という。）第32条から第32条の12までに規定する手当の支給対象作業に従事する職、範囲等について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象作業に従事する職及び範囲)

第2条 規則第32条から第32条の12までに規定する手当の支給対象作業に従事する職及び範囲は、別表のとおりとする。

2 規則第32条の9第1項第1号の人事委員会が認めるものは、次に掲げる業務とする。

- (1) 交通人身事故処理の業務
- (2) 警察本部長又は所属長が策定する計画に基づいて実施する暴走族の取締りにおける検問、追尾、包囲、阻止、検挙、押収、補導及び採証の業務
- (3) 警察本部長又は所属長が策定する計画に基づいて実施する飲酒運転、無免許運転、信号無視又は最高速度違反の取締りの業務

3 第32条の10第3項の人事委員会が認める作業は、次に掲げる死体の収容又は検視の作業とする。

- (1) 轢断され、臓器等が露出し、又は原形を留めないほど損傷した死体
- (2) 焼死体（外部所見で火傷の程度が軽度な死体を除く。）

- (3) 腐敗により皮膚が容易に剥脱^{はく}する状態又はそれ以上に腐乱した死体
(特殊勤務実績簿)

第3条 特殊勤務実績簿については、別記様式のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日本部訓令第6号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日本部訓令第8号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日本部訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日本部訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日本部訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日本部訓令第9号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月12日本部訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日本部訓令第10号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条中改正前の訓令第3条の規定により作成、記入及び保管された日額特殊実績簿は、改正後の訓令第3条の規定により作成、記入及び保管されたものとみなす。

附 則 (令和3年3月15日本部訓令第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第9条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月17日本部訓令第4号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

整理区分	規則該当条項	支給対象作業に従事する職及び範囲
私服作業	第32条	警察本部の生活安全部（地域課を除く。）、刑事部（鑑識課及び科学捜査研究所を除く。）、交通部、警備部又は警察署に勤務する警察官及び少年補導職員（管理職員（山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第9号）第25条第1項及び山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）第33条第1項に規定する職にある職員をいう。以下同じ。）を除く。）
現場鑑識	第32条の2第2項第1号	警察本部の鑑識課若しくは科学捜査研究所又は警察署の鑑識係に勤務する職員（管理職員である警察官を除く。）で、犯罪現場において鑑識業務に従事する職員
内勤鑑識	第32条の2第2項第2号	警察本部の鑑識課又は科学捜査研究所に勤務する職員（管理職員である警察官を除く。）で、犯罪現場以外において鑑識業務に従事する職員
看守護送	第32条の4	管理職員以外の警察官
機動警ら	第32条の6第2項第1号	管理職員以外の警察官
通常警ら	第32条の6第2項第2号	警察本部の地域課（鉄道警察隊に限る。）又は警察署（地域課に限る。）に勤務し、所管区における警らの業務を行う管理職員以外の警察官

夜間特殊作業	第32条の8第1項第1号	交替制勤務による当番勤務に従事する管理職員以外の職員
呼び出し	第32条の8第1項第2号	管理職員以外の職員
交通捜査等	第32条の9第1項第1号	管理職員以外の警察官
機動取締り	第32条の9第1項第2号	警察本部の交通機動隊若しくは高速道路交通警察隊又は警察署の交通課に勤務する管理職員以外の警察官
交通整理等	第32条の9第1項第3号	管理職員以外の警察官
路上試験	第32条の9第1項第4号	警察本部の運転免許課に勤務する管理職員以外の職員
解剖補助	第32条の10第1項第1号	直接死体に触れ、解剖の補助作業を行う職員
収容・検視	第32条の10第1項第2号	直接死体に触れ、収容又は検視の作業を行う職員
検視官検視	第32条の10第1項第3号	検視指導室長及び警察本部の刑事部において検視を担当する課長補佐（警察大学校法医専門研究科修了者に限る。）
山岳遭難救助	第32条の12第2項第1号	管理職員（山岳警備安全対策隊長を除く。）以外の職員
災害現場出動	第32条の12第2項第2号	管理職員以外の職員

別記様式(第3条関係)

特殊勤務実績簿

(勤務者の職・氏名)

年 月分

勤務日	勤務等の区分	特殊勤務手当の種類											
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
回数計													
単価													
支給額													
決裁者 確認		直接監督者 確認		従事者 確認		支給額合計						円	

備考

- 勤務等の区分欄には、休日、週休日等に斜線を引くこと。ただし、交替制及び駐在制の職員については、当日の勤務区分を記載すること。
- 特殊勤務手当の種類欄には、支給しようとする手当の名称又は規則該当条項若しくはこれに対応する別表の整理区分欄の名称を記載すること。

別記様式（第3条関係）